## 宅地建物取引業者営業保証金の取戻し手続きについて

○関係条文等:宅地建物取引業法第30条

: 宅地建物取引業営業保証金規則第7条

① **官報に公告** ※官報掲載の方法については、(有)長崎県官報販売所に問い合わせてください。 (長崎市出島町5-15 電話:095-822-1413)

- ② 官報に公告をした旨を遅滞なく県(知事)に届出
  - ・「営業保証金取戻し公告済届出書」(様式7号)を県の建築課に提出する。
  - ※届出書に官報の写しを添付する。
  - ※公告掲載日の翌日から6ヶ月間は債権者の申出期間である。

【6ヶ月経過後】県に債権の申出の有無を確認する。

○債権者の申出が(県に)なかった場合

- ③ 債権の申出がなかった旨の証明書の交付を県(知事)に請求
  - ・「債権の額等の申出書の提出がなかった 旨の証明書の交付請求書」(様式第8号) を県の建築課に提出する。
  - ※請求書は2部提出する。
  - ※印鑑登録証明書を1通添付する。
  - ※2部のうち1部に長崎県収入証紙400円分(手数料)を貼付する。
- ④ 県 (知事) が上記証明書を交付
  - ・県の建築課が

「債権の額等の申出書の提出がなかった

旨の証明書」を交付する。

○債権者の申出が(県に)あった場合 債権の総額に関する証明書等の交付 を県(知事)に請求

・<u>「申出債権総額証明書交付請求書」</u> (様式第9号)を県の建築課に提出 する。

- ※請求書は2部提出する。
- ※印鑑登録証明書を1通添付する。
- ※2部のうち1部に長崎県収入証紙 400円分(手数料)を貼付する。

県(知事)が上記証明書を交付

・県の建築課が

「申出債権総額証明書」を交付する。

⑤ 供託を行った法務局に上記証明書を提出

○提出先 長崎市尾上町3-1長崎県建築課宅地指導班 宅建担当TEL 095-894-3094